

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	下豊内地区 (下豊内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・米、麦を主体とした土地利用型農業と、花き・野菜などの施設栽培も行われ、多種多様な栽培が行われている。
・中山間地域の湯田地区では鳥獣被害が多く作物がとれない。特に野菜の被害が多い。
・若手の認定農業者による農地の集積は行われているが、米作については高齢農業者も耕作していることから、後継者不足や機械の共同利用化についても課題にある。
・今後は生産組合や地域法人の立ち上げなどの検討も必要と考える。

(2) 地域における農業の将来の在り方

下豊内地区では米、花きなどの栽培が盛んに行われており、若手農業者による農地の集積が行われている。
地域全体の取り組みとして機械の共同利用化についても検討していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
下豊内区の水田利用は、認定農業者を中心とした経営体が担っていき、畑地については荒れないように、受け皿となる農業者の受け入れを促進することで対応する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
新規就農者や認定農業者、入作農業者への農地の受け入れを促進する。効率的な農地利用が図られるように、実際の耕作者と地元の方々などで情報共有を図りながら、機構を活用した農地集積・集約化へ取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S50～S58年に県営甲佐地区圃場整備事業、H2～H7農村基盤総合整備事業により、区画整理を実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営作物については、米、花きなどで、入り作の認定新規就農者もいるので、多種多様な経営体が集まっている地域。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①R5年度 町:有害鳥獣防止対策事業・・・電気柵 300m実施済。(農地被害面積 1,114㎡)
- ②有機農業への取り組み(新規就農者による無農薬での水稲栽培)
- ⑦下豊内資源保全会の取り組みについて、農地の保全管理等を継続する。